

富良野都市計画（富良野市）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、富良野都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

富良野都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	富 良 野 市	行政区域の一部	約 2,195 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域上川地域の南部に位置しており、周囲を山林に囲まれた富良野盆地を流れる空知川及び富良野川の合流点から東側に市街地が形成されてきた。

基幹産業は、2つの河川に囲まれた肥沃な大地を生かした農業のほか、農業と連携した商業や農産品加工業等となっている。また、スキー場を中心とする冬季のレジャーをはじめ、豊かな自然環境や景観を生かした観光産業が脚光を浴びており、特に海外からの観光需要が高まってきており、観光レクリエーションの拠点が形成されている。

人口はやや減少傾向にあるほか少子高齢化が進んでおり、これらに伴い中心市街地の活力が低下していることから、活性化が求められている。また、市街地周辺においては、住宅地や観光関連施設の開発の圧力が高まっており、無秩序な土地利用を防止するため、市街地全体を見渡す総合的な観点から、整備、開発及び保全が必要となっている。

具体的には、基幹産業である農業の基盤となる農地や市街地の周囲の豊かな森林資源と市街地を明確に区分し、自然環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、長期的な視野での市街地の土地利用の規制と公共施設の適正配置を図ることが課題となっている。

本区域のまちづくりのあるべき姿及び方向性として「まちごと公園に向けて」をテーマとし、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージしている。

また、「まちごと公園」を実現するため目指すべき都市像として、次の5つを掲げている。

- ・自然と調和したまちづくり
- ・人と人の共生したまちづくり
- ・活気あるまちづくり
- ・文化的なまちづくり
- ・みんなで力を合わせるまちづくり

中心市街地に関しては、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか回遊、まちなか居住、産業振興等による活性化及び機能回復を図る。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行しながらも、交流人口の増加が予想されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックを適切に更新することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。さらに、都市の防災性の向上を図り、誰もが安心して心豊かに住み続けられる

まちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については、安定して推移しているが、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地を有効に活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR富良野駅を中心に、西側に中心市街地、東側に専用住宅地を、また、北の峰地区はスキー場を中心とした観光リゾート地を含む一般住宅地として計画的な市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口減少、少子高齢化の進行、空き家・空き店舗・空き地等の低未利用地の増加による都市の密度の低下等、都市機能への影響が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地の周辺及び駅西地区に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。また、一般住宅地を北の峰地区に配置し、観光レクリエーション関連施設等の立地と住環境の一体的な保全を図る。
- ・専用住宅地は、駅東地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、駅西地区のJR富良野駅周辺に配置し、商業・娯楽・交流・

業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成や交流拠点としての市街地の整備を図る。

- ・沿道商業業務地は、3・3・1号西大通（国道237号）及び3・3・11号平和通（国道38号）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、市街地北側の花園工業団地及び北の峰地区の学田工業団地に配置し、工業系土地利用の集積する工業拠点の形成を図るとともに、特別用途地区等の活用により、合理的な操業環境の確保を図る。
- ・一般工業地は、市街地南側の扇山地区の3・3・11号平和通（国道38号）の沿道に配置し、沿道型工業施設が集積する工業地の形成を図るとともに、特別用途地区等の活用により、合理的な操業環境の確保を図る。

（2）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地については、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業の施行等により、市街地の更新や土地の高度利用を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・駅東地区の専用住宅地については、必要に応じて地区計画等を活用することにより、ゆとりある良好な住環境の維持を図る。
- ・専用住宅地のうち、農用地とその周辺については、既存にある農業の利便の増進と、これと調和した低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全について検討する。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・西部山麓森林地帯及びナマコ山樹林地は、良好な都市環境を構成する上で重要な緑であり、今後も適正に保全を図る。
- ・鳥沼公園は、樹林地や水辺空間等の豊かな自然環境と様々な野生生物の生息環境を支える貴重な緑地であり、今後も適正に保全を図る。

（3）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域の拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性がある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害を防止するための適正な措置を講じる。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている中御料地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地及び河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の指定のない区域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域により、土地利用の整序を図る。
- ・用途地域の指定のない区域のうち、北の峰地区及び市街地周辺地区の下御料については、隣接する住宅地と一体となった観光の拠点として、開発の需要が高まりつつあることから、自然と調和し、良質な自然景観を保全するため、景観地区等による土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

今後、交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進める。
- ・本区域は、スキー場を中心とした冬季観光のほか、豊かな自然、環境、景観を生かした観光産業が盛んであることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね $3.91\text{km}/\text{km}^2$ となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.76 km/km ²	2.86 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・本区域内の地域高規格道路 旭川十勝道路と接続する関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号西大通(国道237号)、3・3・11号平和通(国道38号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号東5条通(一般道道山部北の峰線)、3・4・6号大沼通(一般道道東山富良野停車場線)、3・4・8号相生通(一般道道奈江富良野線)、3・4・9号栄町通(一般道道東山富良野停車場線)、3・4・13号東中通(一般道道東山富良野停車場線)、3・3・14号北の峰通(一般道道北の峯線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・3号東5条通(一般道道山部北の峰線)にJR富良野線富良野駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする
3・5・7号東雲通(市道東雲通)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で72.0%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

富良野公共下水道については、下水管渠を確保し、駅西地区の西町に処理場を適切に配置する。

b 河川

市街地には空知川、富良野川及びベベルイ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・富良野川及びベベルイ川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている富良野地方卸売市場については、適正な維持管理を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商業業務地において市街地再開発事業を施行することにより、中心市街地における機能の回復と回遊性の向上を図る。

(2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。
東5条3丁目地区（市街地再開発事業）

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域の緑地の形態は、市街地を貫通するように流れる空知川を境に、市街地東側を取り囲むように流れる富良野川やベベルイ川の河川空間及び西側の丘陵地が良好な自然的環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、朝日ヶ丘総合公園及び鳥沼公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、扇瀬公園及び若葉公園を住区に、街区公園を各街区に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、朝日ヶ丘総合公園、スポーツ公園緑地及び金満緑地公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地として、みどり公園、錦町公園及び朝日ヶ丘総合公園を配置する。

d 景観構成系統

自然的環境、景観を形成する緑地として、朝日ヶ丘総合公園及び鳥沼公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内的の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、狭小な緑地の増加の抑制等、区域内的の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規程に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や風致地区等の地域地区として定める。